

令和8年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き

- この手引きは、「償却資産申告書」を記入する際の参考にしてください。

申告期限：令和8年2月2日（月）



- 郵送、eLTAXによる提出にご協力ください。（窓口に来庁される場合は、期限が近くなると混雑しますのでお早めにご提出ください。）
※申告内容についてご不明な点がありましたら、資産税係まで [↑ホームページははこちら](#) おたずねください。

【申告書提出先】〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢2440番地
立山町税務課 資産税係
電話 076（462）9953（直通）

目次

	ページ
1. 儻却資産の申告について	
【1-1】申告していただく方	2
【1-2】提出する書類	2
2. 申告の対象となる資産	
【2-1】償却資産とは	3
【2-2】業種別の主な償却資産の例	4
【2-3】税額等の算出について	4～5
3. 電算申告(eLTAXを利用)される場合	
【3-1】提出する書類	5
4. 申告における留意点	
【4-1】資産の種類と主な償却資産	6
【4-2】少額の減価償却資産の取扱いについて	7
【4-3】国税との主な違い	7～8
【4-4】取得価額における消費税の取扱い	8
【4-5】償却資産と家屋の区分について	8～9
【4-6】非課税・課税標準の特例について	10～11
【4-7】割賦販売、リース資産について	12
【4-8】簿外資産と償却済み資産の取扱い	12
【4-9】実地調査等、協力のお願い	12
【4-10】不申告、虚偽の申告をした場合	12
5. 耐用年数について（概要）	
【5-1】中古資産の耐用年数について	13
【5-2】農業関連資産の耐用年数について	13
6. 儻却資産の申告書等 記載例	14～16
7. 電子申告(eLTAX)について	17

1. 償却資産の申告について

固定資産税の対象となる償却資産（土地・家屋以外の事業用資産）を所有している方には、令和8年1月1日現在立山町内にお持ちの償却資産を申告していただく必要があります。（地方税法第383条の規定により）

【1-1】申告していただく方

令和8年1月1日現在、立山町内に（資産の多少にかかわらず）事業用の資産を所有している法人および個人、または立山町内において償却資産を貸付けしている法人および個人。

資産の増減がない場合や、廃業・解散・休業・転出の場合、または、償却資産課税標準額の合計が150万円未満の（課税されない）場合であっても、申告は必要です。

※申告書を郵送される方で、受付印を押印した（控）の返送を希望される場合は、返送先を明記し返信用切手を貼付した封筒を必ず同封してください。

【1-2】提出する書類

（1）はじめて申告される方 → 全ての償却資産を申告してください。

申告対象者	① 令和7年1月2日以降に立山町内で新たに事業を開始された方 ② 今回初めて償却資産申告書が送られてきた方 ③ ①、②以外で、立山町より全資産申告をお願いした方
申告する資産	令和8年1月1日現在、立山町内に所有し、事業の用に供することができる全ての償却資産
提出する書類	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）
その他	該当資産を所有されていない場合は、申告書の「備考欄」に「 <u>該当資産なし</u> 」などを記載のうえ、必ず申告書を提出してください。

（2）前年度以前に申告された方 → 資産の増減を申告してください。

申告対象者	前年度以前に申告された方
申告する資産	① 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得または除却した資産 ② 令和7年1月1日以前に取得または除却した資産で、申告もれ等があった資産
提出する書類	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用） ③ 種類別明細書（減少資産用）
その他	前年中に資産の増減がない場合、該当資産を所有されなくなった場合、廃業・解散・休業・転出などの場合も、申告書の「備考欄」にその旨を記載のうえ、必ず申告書を提出してください。

※提出する書類の種類については、14～16ページの「記載例」をご覧ください。

2. 申告の対象となる資産

【2-1】償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。毎年1月1日時点で所有している次のような資産が課税対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されているもののうち、事業の用に供している資産
- イ 簿外資産（償却済資産を含む）で、事業の用に供することができる資産
- ウ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- エ 未稼動資産（まだ、稼動していないがすでに完成している資産）
- オ 儻却済資産（減価償却が終わった資産）
- カ 借用資産（リース資産）のうち、契約満了後に借り主の所有物となる資産
- キ 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2または第67条の5の適用により即時償却した資産

● 「事業の用に供する」とは

「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことを言い、営利又は収益を得ることを目的とするとは限りません。したがって、公益法人（財団法人、社団法人等）が行う活動も事業に該当します。

「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。直接的に事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅、宿舎、寮等）の器具備品、構築物等も償却資産として課税対象となります。

● 申告の対象とならない資産

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（例：小型特殊のトラクター、コンバイン等）
- イ 無形固定資産（例：特許権、ソフトウェアなど）
- ウ 商品、貯蔵品
- エ 生物（例：乳牛、豚、鶏、果樹など）
- オ 書画骨董、美術品等で「時の経過によりその価値の減少しない資産」
※ 法人税等基本通達の改正により、平成27年1月1日以降に取得された美術品等については次のものを「時の経過によりその価値の減少しない資産」として取り扱います。
(1) 古美術品、古文書等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの
(2) (1)以外の美術品等で、取得価格が1点100万円以上であるもの（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く。）
- カ 取得価額が20万円未満の償却資産で税務会計上3年で一括償却する資産（3年一括償却）
- キ 1個（または1組）の取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金または必要経費に算入された資産（一時損金算入）
※ 経理区分による申告の要不要に関しては、7ページ【4-2】『少額の減価償却資産の取扱いについて』をご覧ください。

【2-2】業種別の主な償却資産の例

共 通	駐車場設備、舗装路面、融雪配管及び装置、受変電設備、庭園、門、塀外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視設備、看板、簡易間仕切り、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
飲 食 店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、製氷機、衛生設備等
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚及び台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、レジスター等
農 業	パイプハウス（ビニールハウス等）、畦カバーシート、育苗機、ドライブハロー、みぞ掘機、乾燥機、計量機、 動力噴霧器、保冷庫、糸コンテナ、パソコン等 ※13ページ【5-2】耐用年数 参照
工 場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、炉、コンベア、動力用電気配線、梱包器、食料品製造設備、貯水設備、作業用照明設備、福利厚生設備等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車、コンクリートカッター、ミキサー、 フォークリフト（軽自動車税の課税対象になっているものを除く）、 ポンプ、ポータブル発電機等
旅館・ホテル	厨房設備、客室備品、洗濯設備、ボイラー、製氷機、放送設備、カラオケセット、 ピアノ等の楽器、照明設備（スポットライト、ミラーボール等）等
理 容 業 美 容 業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸器、テレビ、パソコン、 接客用家具、広告塔等
医 院 歯 科 医 院	各種医療機器（ベッド、手術機器、X線装置、心電計、血圧計、CTスキャン、 歯科診療ユニット等）、各種キャビネット等
不動産貸付業	門・塀・緑化施設等の外構工事、自転車置き場、街灯設備、受変電設備、 中央監視制御装置、駐車場等の舗装路面、物置等
自動車整備業 ガソリンスタンド	オートリフト、オイルチェンジャー、タイヤチェンジャー、ジャッキ、コンプレッサー、 テスター、洗車機、溶接機、ガソリン計量機、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
販 売 業	照明設備、自動販売機等

※一部の例であり、表に含まれていないものもあります。

【2-3】税額等の算出について

申告いただいた資産は、取得年月日、取得価額及び耐用年数に基づき、一品ごとに毎年1月1日時点の評価額を算出します。ただし、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。特例が適用される場合をのぞき、原則として評価額が課税標準額になります。

評価額の計算【前年中に取得した資産】 評価額 = 取得価額 × (1 - 減価率 / 2)

【前年前に取得した資産】 評価額 = 前年度の評価額 × (1 - 減価率)

※耐用年数について詳しくは13ページ【5. 耐用年数について】をご覧ください。

免税点 所有する資産の評価額の合計額が150万円未満になる場合は課税されません。ただし、合計額が150万円未満であっても、申告する必要があります。

税額の計算 税額 = 評価額（課税標準額）の合計 × 税率
(100円未満切り捨て) (1,000円未満切り捨て) (立山町税率1.55%)

【参考】減価率表 『固定資産評価基準』別表15より

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	12	0.175	22	0.099
3	0.536	13	0.162	23	0.095
4	0.438	14	0.152	24	0.092
5	0.369	15	0.142	25	0.088
6	0.319	16	0.134	26	0.085
7	0.280	17	0.127	27	0.082
8	0.250	18	0.120	28	0.079
9	0.226	19	0.114	29	0.076
10	0.206	20	0.109	30	0.074
11	0.189	21	0.104	31	0.072

3. 電算申告(eLTAXを利用)される場合

(立山町では全資産申告となります)

【3-1】提出する書類

償却資産申告書 <提出部数1部>	全国統一様式【第26号様式】により、記載事項のすべてを記入してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	<p>全国的統一様式により、申告してください。ただし、独自の様式で申告される場合は、①～⑥の事項に留意してください。</p> <p>① 必ず全資産を申告してください。また、全国統一様式による記載項目のすべてを記載すること。</p> <p>② 資産について、固定資産税にかかる償却資産の評価方法による評価計算を行うこと。</p> <p>③ 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例率及び課税標準額を記載した様式であること。</p> <p>※特例適用申請書及び、その資産が特例の対象であることが分かるものを添付してください。（10ページ『【4-6】(2)課税標準の特例が適用となる資産』参照）</p> <p>④ 種類別明細書は、資産種類ごとに区分して作成し、その合計額を記載すること。</p> <p>⑤ 資本的支出にかかる改良費については、新たな資産の取得とみなし、本体と区分して評価計算を行うこと。</p> <p>⑥ 評価計算上の償却可能限度額は、取得価額又は資本的支出の95%までとすること。</p>

※次年度より、申告案内書類の送付が不要の場合には、備考欄に案内不要とご記入ください。

〔注〕リース会社が電算処理により全資産申告をする場合、種類別明細書について次のような例外が認められています。

- ① 行数の増加（50行）
- ② 『賃借人名（使用者名）』の項目を設けて記載すること。
- ③ 「課税標準の特例」「増加事由」の項目の抹消。ただし「摘要」欄に記号で表示し、欄外に記号の説明を付けること。

4. 申告における留意点

【4-1】資産の種類と主な償却資産

資産の種類	課 税 客 体
第1種 構築物	橋、塀、門、舗装路面、外構、融雪装置、広告設備、水槽、焼却炉、煙突、軌道、土地に定着する土木設備等、緑化施設、基礎のないプレハブ倉庫等の建物、昇降機等
第2種 機械及び装置	土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベル等）、電気機械、工作機械、印刷機械、食品製造加工機械、運搬設備（ホイスト、コンベア等）
第3種 船舶	一般船舶、ボート、ヨット、モーターべー等
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種 車両及び運搬具	構内運搬車、フォークリフト（大型特殊該当のもの）、大型特殊自動車等 （大型特殊自動車は登録ナンバー（「0」、「00」～「09」、「000」～「099」及び「9」、「90」～「99」、「900」～「999」）の有無に関係なく償却資産に該当します。） ※自動車税、軽自動車税の対象となる車両については、償却資産の申告は不要です。
第6種 工具、器具及び備品	机、椅子、応接セット、陳列ケース、ロッカー、冷暖房用機器、冷蔵庫、厨房用品、自動販売機、音響機器、パソコン、複写機、通信機器、理容・美容機器、医療機器、測定工具、取付工具、切削工具、レジスター、金庫、小型除雪機等

以下の条件にひとつでも当てはまれば大型特殊自動車（償却資産）に該当します。当てはまらない場合は軽自動車税の該当となります。

- ◎農耕作業用自動車で最高速度が35km/h以上
- ◎上記以外の特殊自動車で 最高速度が15km/h以上
または
自動車の長さが4.7m以上
または
自動車の幅が1.7m以上
または
自動車の高さが2.8m以上

【4-2】少額の減価償却資産の取扱いについて

国税の取り扱い	固定資産税の取扱い
取得価額が10万円未満のもので一時に損金に算入した資産	課税対象とならない
取得価額が20万円未満のもののうち、3年間で一括償却した資産	課税対象とならない
取得価額10万円未満のもので一時金に算入せず、個別に減価償却させている資産	課税対象となる
租税特別措置法の規定により、中小企業者等の少額資産特例（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）を適用し損金算入した資産	課税対象となる

【4-3】国税との主な違い

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	建物以外の一般の資産は、定率法、定額法の選択制度（建物は定額法のみ） 【定率法選択の場合】 <ul style="list-style-type: none">平成19年4月1日以後に取得された資産は、「250%定率法」を適用平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	一般の資産は定率法 ※減価率は、法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認められます	認められません（注1）
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められます	認められません（注2）
増加償却（所得税・法人税）	認められます	認められます（税務署への届出書の写が必要です）
評価額の最低限度	備忘価格（1円）	取得価額の100分の5
改良費	原則区分評価、一部合算評価も可	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）

※固定資産税では圧縮記帳の制度は認められていません。国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては圧縮前の取得価額を記入ください。

※法人税法施行令第60条（所得税法施行令第133条）の規定による増加償却を行った資産については、償却資産の評価上控除額の加算を行うことができます。「国税局長の承認通知書」写しを添付してください。

【4-4】取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価格は、原則として国税の取扱いに準じます。下記のとおり、申告してください。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方式	償却資産申告の取得価格における消費税の取り扱い
免税業者	税込経理方式	取得価格に含める
課税業者	税抜経理方式	取得価格に含めない
	税込経理方式	取得価格に含める

【4-5】償却資産と家屋の区分について

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等^{（※）}が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。当該設備は、賃借人（テナント）等の方が償却資産としてご申告ください。

（※）「賃借人（テナント）等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

〈償却資産と家屋の区分表〉

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係	
			同じ場合	異なる場合
			償却資産	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式		◎
電気設備	受変電設備	設備一式	◎	◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等	◎	◎
	中央監視設備	設備一式	◎	◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式	◎	◎
		屋内設備一式		◎
	電力引込設備	引込工事	◎	◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	◎	◎
		上記以外の設備		◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器	◎	◎
		配管・配線、端子盤等		◎
	L A N 設備	設備一式	◎	◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器	◎	◎
		配管・配線等		◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等		◎
	監視カメラ(I T V)設備	受像機(テレビ)、カメラ	◎	◎
		配管・配線等		◎
	避雷設備	設備一式		◎
	火災報知設備	設備一式		◎
	盜難非常通報装置	設備一式		◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	◎	◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等		◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)	◎	◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)		◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	◎	◎
		屋内の配管等		◎
空調設備	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)		◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等	◎	◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等		◎
	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備	◎	◎
		上記以外の設備		◎
その他の設備等	換気設備	特定の生産又は業務用設備	◎	◎
		上記以外の設備		◎
	自動車管制装置	設備一式		◎
	駐車場設備	機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等	◎	◎
	運搬設備	工場用ベルトコンベア	◎	◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等		◎
その他の設備等	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備	◎	◎
		上記以外の設備		◎
	その他	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等	◎	◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)	◎	◎

※一般的な区分の例示であり、設備の構造等により判断のむずかしいものもありますので、資産税係(償却資産担当)までお問い合わせください。

【4-6】非課税・課税標準の特例について

(1) 非課税となる資産

地方税法第348条に規定する一定の要件を備えた資産は、非課税となります。

※上記に該当する資産を所有されている場合、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に「非課税」と記載し、併せて摘要条項を記入してください。また、申告書提出時に、それぞれの規定に応じた許可書、証明書等の写しを添付してください。

(2) 課税標準の特例が適用となる資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条に規定する一定の要件を備えた資産には、課税標準の特例が適用されます。

※上記に該当する資産を所有されている場合、申告書提出時に、固定資産税（償却資産）特例適用申請書及びそれぞれの規定に応じた許可書、証明書等の写しを添付してください。固定資産税（償却資産）特例適用申請書は、立山町公式ホームページからダウンロードできます。

1 「わがまち特例」による固定資産税の特例措置

平成24年度税制改正により、固定資産税の特例措置に関して、国が一律に決めていた内容を地方公共団体が自主的に判断し条例で定めることができる仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が導入されました。「わがまち特例」の対象となる資産について、立山町税条例により課税標準額の特例割合を定めています。内容は、11ページの一覧表のとおりです。

2 中小事業者等が新規取得した生産性向上に資する機械装置等に係る特例措置（地方税法附則第15条第43項）

中小事業者等が先端設備を導入する計画を策定し、立山町（商工観光課）で認定を受けて、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得した一定の機械装置等について、賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分または5年度分に限り、以下のとおり、課税標準額が軽減されます。

- ・1.5%以上の賃上げ表明：3年度分課税標準額2分の1に軽減
- ・3%以上の賃上げ表明：5年度分課税標準額4分の1に軽減

立山町の償却資産に係るわがまち特例一覧（令和7年12月現在）

種類	取得期間	特例割合	特例期間	根拠法規
家庭的保育事業	定めなし	1/2	期限なし	地方税法第349条の3第27項
居宅訪問型保育事業	定めなし	1/2	期限なし	地方税法第349条の3第28項
事業所内保育事業	定めなし	1/2	期限なし	地方税法第349条の3第29項
公害防止用設備 (汚水又は廃液処理施設) ※電気供給業の用に供するものを除く	R6年4月1日～ R8年3月31日取得分	1/2	期限なし	地方税法附則第15条第2項第1号
公害防止用設備 (下水道除害施設)	R6年4月1日～ R8年3月31日取得分	4/5	期限なし	地方税法附則第15条第2項第5号
再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電設備 1,000kw未満 風力発電設備 20kw以上 地熱発電設備 1,000kw未満 バイオマス発電設備 10,000kw以上 20,000kw未満	R6年4月1日～ R8年3月31日取得分	2/3	3年間	地方税法附則第15条第25項第1号
特定バイオマス発電設備 10,000kw以上 20,000kw未満 ※木竹に由来するもの又は 農産物の収穫に伴い生ずる バイオマスを電気に変換する ものに限る	R6年4月1日～ R8年3月31日取得分	6/7	3年間	地方税法附則第15条第25項第2号
再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電設備 1,000kw以上 風力発電設備 20kw未満 水力発電設備 5000kw以上	R6年4月1日～ R8年3月31日取得分	3/4	3年間	地方税法附則第15条第25項第3号
再生可能エネルギー発電設備 水力発電設備 5,000kw未満 地熱発電設備 1,000kw以上 バイオマス発電設備 10,000kw未満	R6年4月1日～ R8年3月31日取得分	1/2	3年間	地方税法附則第15条第25項第4号
浸水防止用設備	H29年4月1日～ R8年3月31日取得分	2/3	5年間	地方税法附則第15条第28項

【4-7】割賦販売、リース資産について

(1) 割賦販売により購入した資産

割賦販売資産については、所有権が売主に留保されている場合（地方税法第342条第3項）であっても、買主より申告が必要です。

(2) リース資産

リース資産（ファイナンスリース）については、通常、リース会社からの申告となり、使用者は申告の必要はありません。ただし、譲渡条件付リース等の所有権留保付割賦販売に相当するものなど、使用者が申告をする必要があるものもありますので、取扱いが不明な場合は契約書をご確認ください。

【4-8】簿外資産と償却済み資産の取扱い

簿外資産

簿外資産とは、企業において保管している総勘定元帳、固定資産台帳等の帳簿に記録されていない資産をいい、税務会計上、減価償却を行うことができないものです。

しかし、固定資産税上は、その資産が事業の用に供することができるものについては、本来減価償却可能な性格を有しております。

例えば、販売業者がメーカーから広告宣伝用資産のうち看板、ネオンサイン、どん帳のような専らメーカーの広告宣伝用のために使用される資産を贈与された場合は、販売業者が直接利益を享受するものではないため、一般的に、販売業者においては、このような資産は資産計上せず、簿外資産として処理されます。

償却済み資産

法人税法または所得税法においてその耐用年数を経過し、減価償却をし終わって、帳簿上は残存簿価である1円が計上されている償却済資産についても、本来的にはその減価償却額または減価償却費が損金または必要な経費に算入されるべきものであることから、事業の用に供することのできる状態にある限りは固定資産税上の償却資産となります。

【4-9】実地調査等、協力のお願い

償却資産の申告書受付後、申告内容を確認するために立山町では次のような調査を行っています。その際、国税申告書添付書類（減価償却資産内訳・明細書（写）、または減価償却費の計算書（写））等の提出をお願いすることがあります。また、調査等に伴って追加申告をしていただく場合があります。

- (1) 資産の所在地における実地調査
- (2) 郵送による帳簿等（写）の提出依頼
- (3) 本社（事業所）における帳簿等調査
- (4) 担当税理士・公認会計士事務所における帳簿等調査

【4-10】不申告、虚偽の申告をした場合

償却資産の申告について虚偽の申告をした場合や、正当な理由がなく申告をしない場合は、税額の不足額等に加え、延滞金が加算されたり、過料が科せられたりすることがあります（地方税法第385条及び第386条）。申告漏れ等のないようご注意願います。

5. 耐用年数について(概要)

償却資産(固定資産税)における法定耐用年数は、総務大臣が告示する「固定資産評価基準」で定められており、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に掲げる耐用年数によります。

【5-1】中古資産の耐用年数について

耐用年数の見積もりが困難な中古資産について、下記の簡便法により算定した年数を耐用年数とすることが認められています。ただし、中古資産を取得し、それを事業の用に供する際に行った改良などの費用が中古資産の取得価額の50%相当額を超えるときは上記の簡便法は適用できません。なお、これらの計算により算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には2年とします。

① 法定耐用年数の全部を経過した資産の場合	法定耐用年数 × 20%
② 法定耐用年数の一部を経過した資産の場合	法定耐用年数 - 経過年数 + (経過年数 × 20%)

【5-2】農業関連資産の耐用年数について

農業用構築物・機械等の耐用年数について、代表的なものは下記のとおりです。

種類	品名・型式	耐用年数	種類	品名・型式	耐用年数	
1. 構築物	ビニールハウス(主に金属造り)	14年	2. 機械装置	肥料散布機	7年	
	ビニールハウス(主に木造)	5年		育苗機		
	ビニールハウス(その他)	8年		みぞ堀機		
	倉庫・作業所(主に木造)	15年		ドライブハロー		
	仮設・掘立造の簡易建物	7年		あぜぬり機		
	コンクリート畦畔	17年		動力噴霧器		
2. 機械装置	もみすり機	7年		乗用管理機	7年	
	乾燥機			大豆播種機		
	色彩選別機			防除機		
	石抜き機			脱穀機		
	計量機			5. 車両運搬	フォークリフト(大)	
	軽トラ用粒コンテナ				4年	
	田植機			6. 器具備品	保冷庫	
					4年	
				パソコン		

他の主な償却資産の耐用年数表は、立山町の公式ホームページからダウンロードすることができます。

【立山町ホームページアドレス】

<http://www.town.tateyama.toyama.jp/material/files/group/4/002012.pdf>

国税庁のホームページでも主な償却資産の耐用年数が紹介されています。参考にしてください。

【国税庁ホームページアドレス】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/pdf/2100_01.pdf

6. 債却資産の申告書等 記載例

6-1. 申告書 記載例

太枠内のみ記入してください。(電算処理により全資産申告される場合はすべて記入してください。)

受付印		令和 8 年 1 月 20 日		立山町長 殿				
所 有 者 者	(ふりがな) 1 住 所 (又は納税通知書送達先)		930-0292 立山町前沢 2440 番地 (電話 462-9953)		※所 有 者 コ ー ド 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14			
	(ふりがな) 2 氏 名 (法人にあっては その名称及び 代表者の氏名)		有限会社 スーパー桜 代表取締役 桜 一郎 (屋号 スーパー SAKURA)					
資産の種類		取 得 価 額	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	個人番号又 は法人番号	※短縮耐用年数の承認 ※無
1 構築物		7,000,000	0	1,110,000	8,110,000	20 (百万円)	9 増加償却の届出 ※無	
2 機械及び 装置		0	0	0	0	10 非課税該当資産 ※無		
3 船 舶		0	0	0	0	11 課税標準の特例 ※無		
4 航空機		0	0	0	0	12 特別償却又は圧縮記帳 ※無		
5 車両及び 運搬具		0	0	0	0	13 税務会計上の償却方法 ※無		
6 工具、器 具及び備 品		8,900,000	1,370,000	1,270,000	8,800,000	14 青 色 申 告 ※無		
7 合 計		15,900,000	1,370,000	2,380,000	16,910,000			
資産の種類		評 価 額 (本)	決 定 価 格 (ヘ)	課 税 標 準 額 (ト)				
1 持 等 物								
前年度（令和 7 年度）までに申告したことがある方 で、増減した資産がない方、該当する資産がない方の 記入欄								
1. 住 所 2. 氏 名 18. 備 考 「増減なし」又は「該当資産なし」と記載								

マイナンバー制度の導入により、個人番号等を記載する欄が新たに追加されました。
個人番号（12桁）または法人番号（13桁）を、右づめで記載してください。

国税局長の承認を受け耐用年数の短縮を行っている資産の有無について、該当するほうを○で囲んでください。（「有」に該当する場合は「承認通知書」の写しを添付してください。）

税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について、該当するほうを○で囲んでください。（「有」に該当する場合は、「届出書」の写しを添付してください。）

該当資産「有」の場合は、別に申告書が必要です。

償却資産の評価においては、特別償却、圧縮記帳は認められておりません。

町内における事業所の所在地を記載してください。なお、住所と資産所在地が同じ場合でも必ず記載してください。

借用資産がある場合には、有のほうに○をして、貸主の住所、名称を記載してください。

前年中に資産の増加や減少があった場合は①の内容を、前年と資産内容が変わらない場合は②の内容を、今年度初めて申告される方で該当する資産がない場合は、③の内容を記載してください。

廃業、休業、解散等があった場合はその日付を、住所移転、商号変更等があった場合は、旧住所、旧商号を記載してください。

※記載例

- ①増加減少資産あり
(別紙種類別明細書を作成ください)
- ②昨年の申告資産に増減なし
- ③該当資産なし
- ④その他
 - ・廃業、休業、解散等 (年月日)
 - ・住所、商号等の変更
(旧住所・商号)

6-2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）記載例

- (1) 前年度申告した方は、増加した資産について記載してください。
- (2) 今回初めて申告される方は、全ての資産を申告してください。
- (3) ※印の欄は記載しないでください。

電算処理により全資産申告される場合は、すべて記載してください。

実際に取得した年月を記載してください。 年号 3 昭和 4 平成 5 令和	資産を取得するために要した額（引取運賃、荷役費、運搬保険料、購入手数料、据付費等を含む。）を記載してください。 なお、圧縮記帳を行っている場合は、圧縮記帳を行う前の額を記載してください。	減価償却資産の耐用年数等に関する省令により、該当する年数を記載してください。 なお、中古資産を見積耐用年数による場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得てからの短縮耐用年数による場合は、その耐用年数を記載してください。 ※耐用年数については、本書13ページをご覧ください。
--	--	--

令和8年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）																
※ 所 有 者 コ ー ド ※		所有者名 1枚のうち 1枚目														
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数 量	取得年月		取 得 価 額	耐 用 年 数	※ 購 価 残 価	※ 価額	※課税標準の特例	※課税標準額	増 加 事 由	摘 要		
					年 号	年									月	年 号
01	1	1	広告塔（金属製）	1	5	2	2	350,000	20						1・2 3・4	
02	1	1	店内内装工事	1	5	2	2	760,000	10						1・2 3・4	
03	6	6	レジスター AT 6型	2	5	2	4	340,000	5						1・2 3・4	
04	6	6	製氷機	1	5	2	5	280,000	6						1・2 3・4	
05	6	6	エアコン	1	5	2	10	250,000	6						1・2 3・4	
06	6	6	冷蔵庫	1	5	2	12	400,000	6						1・2 3・4 取得価格修正	
07															1・2 3・4	
08															1・2 3・4	
09															1・2 3・4	
10															1・2 3・4	
11															1・2 3・4	
12															1・2 3・4	
13															1・2 3・4	
14															1・2 3・4	
15															1・2 3・4	
16															1・2 3・4	
17															1・2 3・4	
18															1・2 3・4	
19															1・2 3・4	
20															1・2 3・4	
小計 7				2,380,000												

—15—

第二十六号様式別表

1→新品取得
2→中古品取得
3→移動による受入れ
4→その他
いずれかを○で囲んでください。

次のような事項を記載してください。

①課税標準特例適用資産または非課税資産については、その適用条項
例：法第349条の3
第27項適用の特例資産

②短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示

③増加償却を行っている資産については、その旨の表示

④改良費等の付帯的資産がある場合は、その主たる資産コード
例：001200の資本的支出

⑤その他該資産の価格決定にあたって必要な事項（耐用年数の変更、取得年月、取得価格の修正等）

6-3. 種類別明細書（減少資産用）記載例

- (1) 前年度中に売却、滅失等により減少した資産について、同封された「種類別明細書」を参考に記載してください。
 (2) ※印の欄は記載しないでください。

種類別明細書（減少資産用）													
令和8年度													
所有者コード		所有者名											
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等			数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減少の事由及び区分	摘要
			年号	年	月		年号	年	月				
01	6	000400	応接セット	1	3	55	7	320,000	1	2	3・4	1・2	
02	6	001900	陳列ケース	1	3	60	4	300,000	1	2	3・4	1・2	
03	6	002700	レジスター	1	3	61	5	250,000	1	2	3・4	1・2	
04	6	003500	冷蔵庫	1	4	3	7	500,000	1	2	3・4	1・2	
05													
06													
07													
08													
09													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
				小計	4			1,370,000					

前年中に減少した資産の名称等を記載してください。

実際に取得した年月を記載してください。

減少した資産の取得価格を記載してください。
 なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価格を記載してください。

「種類別明細書」に打ち出された資産コードを記載してください。

資産の種類を数字で記載してください。
 1 構築物
 2 機械及び装置
 3 船舶
 4 航空機
 5 車両及び運搬具
 6 工具・器具及び備品

なるべく種類順に記載してください。

第二十六号様式別表二
 当該資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。

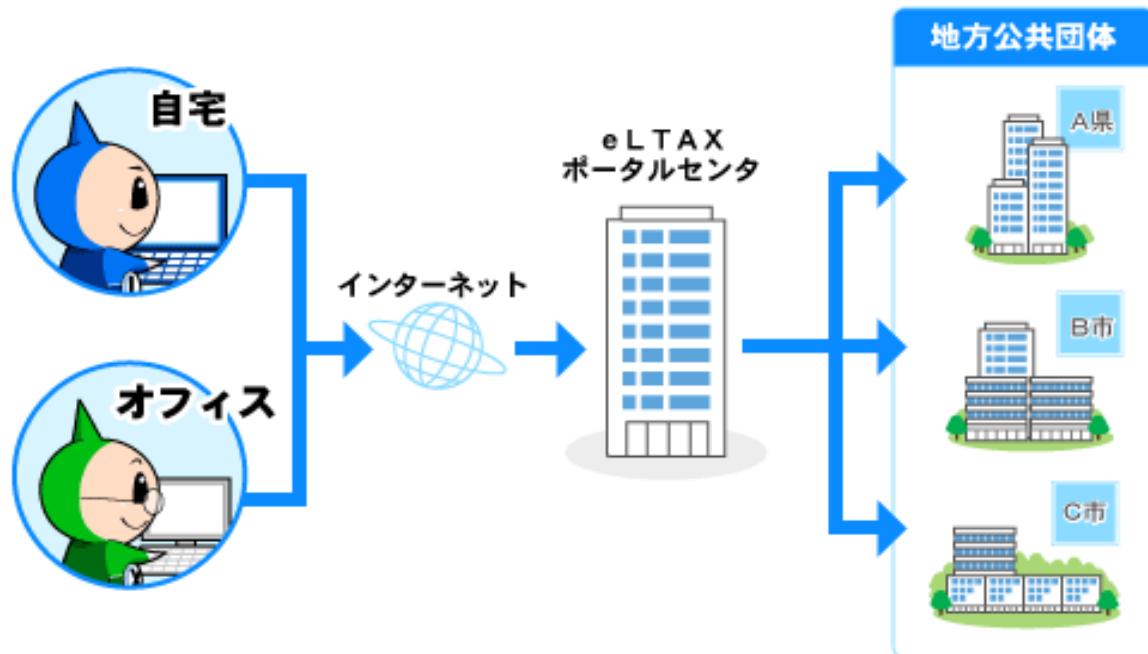
当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。
 (売却先の名称／移動の受け入れ先／一部減少の説明等)

例：
 取得価格 75万 (数量2) のうち 25万円 (数量1) 減少

『取得価格の修正』をする場合は、種類別明細書（減少資産用）と、種類別明細書（増加資産・全資産用）の両方に記載してください。

7. 電子申告(eLTAX)について

立山町では下記の町税についてインターネット(地方税ポータルシステム: eLTAX)を利用した電子申告を受け付けています。eLTAXを利用すると、役場窓口までお越しいただかなくても、オフィスや自宅からインターネットを通して簡単に申告できます。また立山町以外でeLTAXへ参加登録している複数の市区町村への申告を、まとめて一度に送信することも可能です。



※受付可能時間 8:30～24:00(土日祝日、年末年始を除く。)

ご利用いただける町税申告等

個人町・県民税

- 給与支払報告書

法人町民税

- 中間申告
- 確定申告
- 修正申告 など

固定資産税償却資産

- 全資産申告
- 増加資産・減少資産申告
- 修正申告 など

【問い合わせ先】

電子申告の手続きについて、詳しくは地方税共同機構まで
ヘルプデスク受付時間 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始除く)
(TEL: 0570-081459 全国一律市内料金)
(IP電話などからかける場合は、03-5521-0019)

※各税の申告等に関することは立山町税務課までお問い合わせください。
個人町・県民税、法人町民税…住民税係 TEL: 076-462-9952

郵送で申告書をお送りいただく際、「あて名ラベル」として、切り取ってご利用ください。

〒930-0292
富山県中新川郡立山町前沢2440番地
立山町税務課 資産税係
(償却資産担当) 行